

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 1 項及び第 5 項に規定する随時監査について、茨城県監査基準に準拠して監査を実施し、同条第 9 項の規定により、次のとおり監査の結果に関する報告を決定したので公表する。

令和 8 年 9 月 1 日

茨城県監査委員	半	村	登
同	黒	部	博 英
同	稲	見	真 二
同	田	中	美 和

随時監査の結果に関する報告

本報告書は、地方自治法第 199 条第 9 項の規定に基づき、随時監査の結果を茨城県議会等に報告するものである。

第 1 監査の実施状況

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 5 項に規定する随時監査について、「茨城県監査基準」に準拠し、次のとおり実施した。

1 実施方針

県の事務事業の執行に関する課題、予備監査等によって把握した課題及び県民が特に関心を持っている事業や、社会的に大きな課題になっている事項について必要に応じ随時に監査を実施する。

2 監査の実施機関及び監査実施日

所管部局	監査実施機関名	監査実施日
保健医療部	県立医療大学	令和 8 年 6 月 25 日
警察本部	日立警察署	令和 8 年 7 月 30 日

3 監査の実施内容

< 県立医療大学 >

令和 5 年度及び 6 年度の教職員に対する旅費について、多数の支給漏れが生じ、最大 3 か年を超える支払遅延となったことから、遅延損害金が発生した。

このことに関し、旅費支給に係る事務の執行状況、組織管理体制及び発生要因等を監査した。

< 日立警察署 >

日立警察署の職員が、同署長が管理する拾得現金 171,893 円を窃取していた。

このことに関し、拾得現金の管理方法及び不正な事務の発生要因等を監査した。

第 2 監査の結果

1 監査結果の区分

事務事業の執行に著しく適正を欠き、是正又は改善を求める必要があると認められる事項については、「指摘事項」とし、指摘には該当しないが、的確な事務の執行等を促す必要があると認められる事項については、「注意事項」とする。

また、組織及び運営の合理化に資すると認められる事項については、「意見」とする。

2 監査の結果

次のとおり、指摘事項が認められた。

(1) 指摘事項

所管部局	監査実施機関名	監査の結果
保健医療部	県立医療大学	令和5年度及び令和6年度の旅費の支給事務において、内部統制が機能せず、代理入力漏れにより92名分955件1,489,525円の支給漏れが生じたこと、また、遅延損害金39名分24,562円を生じさせたことは適切でない。
警察本部	日立警察署	拾得現金の取扱について、内部チェック体制が有効に機能せず、保管する金庫の管理等が不十分だったことから、職員による拾得現金171,893円の窃取が行われたことは適切でない。